



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	他人の氏名を含む商標の取扱い(2) : 2023 年商標法改正後の課題
Author(s)	山本, 真祐子
Citation	知的財産法政策学研究, 71, 65-80
Issue Date	2025-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98477
Type	departmental bulletin paper
File Information	71-03-Yamamoto.pdf



他人の氏名を含む商標の取扱い(2)：

2023 年商標法改正後の課題

山 本 真祐子

第 4 法改正後の課題

4 「略称」とミドルネーム

2023 年商標法改正前は、裁判例上「他人の氏名」は、ミドルネームを有する者(例：セシル・ルロイ・マクビー)について、ミドルネームを省略したものではなく(例：セシル・マクビー)、これを含む正式な氏名を指すものと解釈されていた。それが故にミドルネームを省略したものは「略称」として扱われ、それが著名でない限り登録は阻却されないものとされていた¹。そのように解する理由については、改正前の商標法 4 条 1 項 8 号の「他人の氏名」は、「芸名や略称等と異なり、著名性が要件とされていないため、氏又は名だけでよいとすると、同号による保護の範囲が広がりすぎ、商標権の取得が過度に妨げられる結果を招くと考えられるから」であると説明されていた²。

この理由付けを前提とすると、2023 年商標法改正によって、登録を阻却する「他人の氏名」に一定の制限が課された後においては、ミドルネーム以外の姓名(例：セシル・マクビー)さえ含まれていれば、「他人の氏名」に

¹ 東京高判平成 14. 12. 26 平 14(行ケ)151 [CECIL McBEE ①]。

² 同上。

該当すると解することも可能であるように思われる³。すなわち、本稿(1)の「第3」「2」⁴で述べたとおり、2023年商標法改正により、商標登録を阻却する「他人の氏名」には周知性が要求されることになった。そうであるならば、当該絶対的保護要件の「他人の氏名」該当性判断において、ミドルネーム以外の「氏又は名だけでよい」としても、「同号による保護の範囲が広がりすぎ、商標権の取得が過度に妨げられる結果を招く」ことにはならないであろう。むしろ、そのように解しないと、ミドルネームを有する氏名の場合、これが省略されたものは「著名な略称」に該当しない限り、登録を阻却することができないことになる。そうすると、相対的保護要件⁵を満たさない場合にも登録ができてしまうという点で、ミドルネームを有しないものとの取扱いに不均衡が生じてしまうであろう。

したがって、2023年商標法改正後においては、「他人の氏名」は、ミドルネームを含まない姓名であると解すべきではないだろうか。

5 氏名商標登録後の調整問題

(1) はじめに

2023年商標法改正によって、従前より、格段に氏名商標の登録がされやすくなったといえる。そのため、氏名商標登録後に生じることが想定される紛争についても、検討しておく必要がある。

まず、同姓同名の者によるビジネス展開の抑制問題が考えられる。例えば、2023年商標法改正によって、有名なファッションブランド「TAKEO

³ 山本真祐子「他人の氏名を含む商標の取扱い(1)：2023年商標法改正後の課題」知的財産法政策学研究 70号 158-162頁(2025)で説明したとおり、本稿は、絶対的保護要件における「他人の氏名」要件を需要者基準で考える。この考え方に基づく、ミドルネームを有する「他人の氏名」(例：セシル・ルロイ・マクビー)について、通常需要者は、ミドルネーム以外の姓名(例：セシル・マクビー)で認識しているといった説明が可能であるように思われる。

⁴ 山本・前掲注3) 157-158頁。

⁵ 相対的保護要件の定義については、山本・前掲注3) 157-158頁を参照。

「KIKUCHI」の商標登録が認められることとなると⁶、その後、同姓同名のきくちたけおさんが、自身の名前を用いたブランド名でファッションブランドを展開したいと考えた場合に、「TAKEO KIKUCHI」が有する商標権によって、そのような使用が阻まれてしまうのかという問題である⁷。

つぎに、デザイナー等の独立に伴う問題も生じうるであろう。例えば、自身の氏名を冠したブランド名でファッションブランドを展開してきたデザイナーが、当該ブランドを運営する会社から独立する場合を想定しうる。この場合、当該デザイナーの氏名商標に係る商標権の保有者が独立前の会社であると、独立したデザイナーは、その後自身の名前を用いたブランド展開を阻まれてしまうのではないかという問題である。このような事例は、特にファッションブランドにおいて、既に海外で少なからず生じていることが指摘されている⁸。

このような登録後に生じうる問題につき、それぞれどのような対処が可能であるか、又は可能でないのかについて、以下検討する。

（2）商標法 26 条 1 項 1 号

まずは、商標法 26 条 1 項 1 号によって非侵害となる可能性を検討する。すなわち、商標法 26 条 1 項 1 号は、「自己の氏名・・・を普通に用いられ

⁶ ただし、「TAKEO KIKUCHI」については、2023 年商標法改正前ではあるものの、比較的緩やかに登録が認められていた時期に、既に商標登録がなされていたことは、山本・前掲注 3) 147 頁の注 5 で述べたとおりである（登録第 4293672 号(1999 年登録) [TAKEO と KIKUCHI の二段書き]）。

⁷ 産業構造審議会知的財産分科会 第 9 回小委員会議事録：特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第 9 回商標制度小委員会速記録」（令和 4 年 9 月 29 日）17 頁 [宮川美津子委員発言] (https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/index/t_mark_gijiroku09new.pdf, 2025 年 6 月 14 日最終閲覧)を参照。また、2023 年改正以前から、本人にとって特別な意味を持つ自己の氏名等について商標権を取得したうえで、その下で営業活動を営むことについての他者の利益が害される旨の指摘をなしていたものとして、横山久芳 [判批] 判例時報 1962 号 [判例評論 580 号] 189 頁(2007)がある。

⁸ Marc Misthal, *Fashion Designer's Personal Name as Trademarks*, in *FASHION LAW: A GUIDE FOR DESIGNERS, FASHION EXECUTIVES, AND ATTORNEYS* 29 (Guillermo C. Jimenez & Barbara Kolsun eds., 2d ed. 2014).

る方法で表示する商標」について、商標権の行使を制限しているところ、「普通に用いられる方法」という要件の存在によって、出所の混乱を低減させつつ、自己の氏名を用いてビジネスを行いたい者の利益にも配慮できる可能性がある。

それでは、従来裁判例は、どのような場合に「普通に用いられる方法」とであると認めてきたのであろうか。以下検討する。

ア 裁判例

管見の限り、商標法 26 条 1 項 1 号の「自己の氏名・・・を普通に用いられる方法で表示する商標」該当性が問題となった裁判例は見当たらないが、同号の「自己の・・・名称」「普通に用いられる方法で表示する商標」や、「自己の・・・名称・・・の著名な略称」「普通に用いられる方法で表示する商標」該当性が問題となった裁判例は、少なからず存在する。

これらの裁判例では、基本的に、標準的な文字から変形がある態様の場合は、商標法 26 条 1 項 1 号該当性が否定され、標準的な文字の場合には、同号該当性が肯定されているという傾向を読み取ることができる。

「普通に用いられる方法」該当性を否定した事例

まず、図形とともに被疑侵害者の名称が用いられている態様の場合に、「普通に用いられる方法」該当性が否定される傾向にある。

例えば、被疑侵害者の名称が「株式会社ロックオン」であった事案において、「L」字様の図形と組み合わせる使用態様について、「株式会社ロックオン」単体よりも特に需要者の注意を惹く態様となっている等として、「普通に用いられる方法」該当性を否定する裁判例がある（大阪地判平成 29.5.11 平 28(ワ)6268[ロックオン一審]。大阪高判平成 29.11.30 平 29(ネ)1579[同二審]も同旨）。



商標登録第 4839624 号

Lock on
ロックオン

商標登録第 5704605 号



被告標章 3



被告標章 6

また、被疑侵害者の名称（フランチャイズチェーンの名称）が「小僧寿しチェーン」であり⁹、その著名な略称たる「小僧寿し」が使用された事案において、図形（ねじり鉢巻きを締め、胸にさらしを巻き、着物の上にはんてんを羽織り、前掛けをして高下駄を履いている人物が、前掛けの前で両手を揃えてお辞儀をしている姿を正面から描いた図形）から成る標章の前掛け部分に、「小僧寿し」の文字が用いられている態様についても、「普通に用いられる方法」該当性が否定されている（最判平成 9. 3. 11 民集 51 巻 3 号 1055 [小僧寿し]）。

小
僧

商標登録第 505891 号



被上告人標章三(5)

つぎに、図形が付加されているわけではないものの、文字が目立つ態様でデザイン化されている場合にも、「普通に用いられる方法」該当性が否定される傾向がある。例えば、被疑侵害者の名称が「ひかり法務司法書士事務所」である事案において、白抜き文字や陰影を付けた文字を用いていた態様について、「普通に用いられる方法」該当性が否定されている（東京地判平成 23. 10. 28 平 22(ワ)1232[ひかり法律事務所]。登録商標については、下記画像を参照。）。

⁹ 同最判は、「フランチャイズ契約により結合した企業グループは共通の目的の下に一体として経済活動を行う」「ような企業グループに属することの表示は、主体の同一性を認識させる機能を有するものというべき」であるため、「右企業グループの名称もまた、商標法二六条一項一号にいう自己の名称に該当する」と判示している。

他方、フランチャイズチェーンではなく、「ジャパンポーカーツアー実行委員会」との名称については、「法人でない団体の名称の使用につき同号により商標権の効力が及ばないとするためにはその名称が著名であることを要すると解される」としたうえで、その著名性を否定する、東京地判平成 28. 1. 29 平 26(ワ)4627[Japan Poker Tour]もある。

ひかり

登録番号：第 4960504 号

また、被疑侵害者の名称が「赤坂スターデンタルクリニック」である事案において、これをオレンジ色の長方形の中に白抜きや黒字で配置している態様等につき、「普通に用いられる方法」該当性が否定されている（東京地判平成 25. 11. 21 判時 2217 号 107 頁[スターデンタル一審]。知財高判平成 26. 5. 27 平 26（ネ）10001[同二審]も同旨。登録商標については、下記画像を参照。）。

スターデンタル

商標登録第 5472614 号

さらに、文字自体に特徴がある事例においても、「普通に用いられる方法」該当性が否定されている。すなわち、東京地判昭和 57. 6. 16 無体裁集 14 巻 2 号 418 頁[山形屋海苔店]では、被疑侵害者が「株式会社東京山形屋海苔店」であるところ、被疑侵害者が用いている標章が特徴のある崩書きの書体であった事案において、大きさや位置が目立つ場所に付されていたことも考慮しつつ、「普通に用いられる方法」該当性が否定されている（同様の事案として、大阪地判昭和 58. 4. 27 判タ 499 号 204 頁[曾呂利Ⅱ]、名古屋地判昭和 60. 7. 26 無体集 17 巻 2 号 333 頁[東天紅一審]、名古屋高判昭和 61. 5. 14 無体集 18 巻 2 号 129 頁[同二審]もある。その他岐阜地判昭和 40. 5. 10 判タ 178 号 200 頁[大アカフダ堂]も参照。）。

株式会社
山形屋海苔店

山形屋海苔店

商標登録第 624297 号・第 624297 号

1 山形屋海苔店

2 東京山形屋

株式会社
3 東京 山形屋海苔店

4 東京 山形屋海苔店

5 東京山形屋海苔店

被告標章

同様に、書体の特徴があった事案として、丸みを帯びたデザイン文字で、特に「K」の右下部分が通常よりも長く伸びているという特徴がある字体（被告標章5）につき、その大きさも考慮しつつ、「普通に用いられる方法」該当性を否定する裁判例も存在する（前掲大阪地判[ロックオン一審]）¹⁰。



商標登録第 4839624 号

Lockon
ロックオン

商標登録第 5704605 号

LOCKON CO.,LTD.

被告の使用態様（被告標章5）

以上に加え、書体がデザイン化されていなくとも、大きく目立つように記載されており、かつ被疑侵害者の正式名称ではないものが用いられた事案において、「普通に用いられる方法」該当性を否定する裁判例もある。すなわち、大阪地判平成 13. 3. 13 平 10(ワ)4292 [アイコム] は、被疑侵害者の名称が「株式会社アイコム」である事案において、パンフレットに付された本件被告標章が「AiCOM」、「AICOM」、「Aicom」等であったところ、「本件被告標章は、単に本件システムや本件コンピュータの開発元販売者名ないし開発製造者名を示す以上の態様で使用されていると認められる」として、「普通に用いられる方法」該当性を否定している。また、コンピュータに付された本件被告標章についても、特に本件被告標章 1 又は 3 は「大きく目立つように記載されている。」との事情も指摘されたうえで、「普通に用いられる方法」該当性が否定されている¹¹。

¹⁰ ただし、前掲大阪高判 [ロックオン二審]は、被告標章5について、社員旅行の写真に、同一書体の「COMPANY TRIP 2016」とともに表示されていること等に基づき、社員旅行の説明文に過ぎず、役務の出所を表示していないとして、指定役務に係る「使用」ではないとの判断をなしている。

¹¹ もっとも、そもそも正式名称から「株式会社」が削除されているため、これは自己の「名称」ではなく「略称」であるとして、著名でない限り 26 条 1 項 1 号に該

ICOM

アイコム

登録番号：第 912916 号

登録番号：第 2269852 号

A I C O M

Alcom

登録番号：第 2269853 号

登録番号：第 2698382 号

A i C O M

A I C O M

A I c o m

被告の使用態様

「普通に用いられる方法」該当性を肯定した事例

以上に対して、自己の商号、すなわち「名称」たる「経営近代化研究所」を、明朝体又はゴシック体で、継続的刊行物である「コンピュータ・ニュース」及び「経営システム」の発行所であることを示すために、その奥付に表示する態様や、ゴシック体で、当該「経営システム」の裏表紙に表示する態様については、「普通に用いられる方法」該当性が肯定されている（東京地判昭和 56. 5. 27 昭 49(ワ)3157 等[経営近代化研究所]。登録商標は下記を参照。）。

経営近代化研究所

登録第 760613 号

当しないとの判断もなしえた事案であるように思われる（正式名称から会社の種類が省略された態様の事案について、「略称」と扱ったものとして、名古屋地判昭和 58. 1. 31 無休集 15 巻 1 号 15 頁[十五屋]、大阪地判昭和 57. 1. 19 判工所 2855 の 28 頁[曾呂利 I]、前掲名古屋地判[東天紅一審]、前掲名古屋高判[同二審]、大阪地判平成 9. 12. 9 知裁集 29 巻 4 号 1224 頁[古潭]。前掲岐阜地判 [大アカフダ堂]も参照。）。ただし、「株式会社」は会社法上使用が義務付けられた文字であって識別力は全くなく、取引においては一般にそれらの文字を省略して表示されていることを根拠に、これを省略しても「名称」にあたるとする見解も存在する（平尾正樹『商標法』（第 3 次改訂版・2022・学陽書房）370 頁）。

また、そもそも類似性が否定されているため傍論ながら、デザイン化はされていないように思われる書体で、瓶の正面に貼られたラベルの下部に小さな活字で、横書き 1 行で記載するに過ぎない態様¹²につき、「普通に用いられる方法」該当性が肯定されている（東京地判平成 14. 10. 15 判時 1821 号 132 頁[Budweiser 一審]の被告標章 4 に係る判断。東京高判平成 15. 7. 30 平 14(ネ)5791[同二審]も同旨。）。



BUDWEISER BUDVAR, NATIONAL CORPORATION

登録第 403923 号

被告標章 4

さらに、文字に若干のデザイン化があっても、それが一般的な着色にとどまるといえる事案において、その大きさも考慮して、「普通に用いられる方法」該当性を肯定したものもある（前掲大阪地判[ロックオン一審]）¹³。



商標登録第 4839624 号

株式会社ロックオン

被告標章 1

Lock on
ロックオン

商標登録第 5704605 号

株式会社ロックオン

被告標章 2

以上と異なり、相応に目立つ態様で使用していたにもかかわらず、「普通に用いられる方法」該当性を肯定した裁判例として、札幌地判平成 30. 11. 30 平 29(ワ)1864[山頭火一審]及び札幌高判令和 1. 9. 19 平

¹² 判決では、その上下に「BREWED AND BOTTLED BY THE BREWERY」（〇〇醸造所により醸造及び瓶詰め）と、下部の行には「CESKE BUDEJOVICE (BUDWEIS) CZECH REPUBLIC」（チェコ共和国チェスケー・ブジェヨビツェ（パドワイス））とそれぞれ記載されているという事情も考慮されている。

¹³ ただし、前掲大阪高判[ロックオン二審]は、被告標章 1・2 は単独で使用されていないとして、そもそも「使用」を否定している。

31(ネ)10[同二審]がある。事案は以下のとおりである。

下記商標権を有する原告の代表者は、全国的に有名な「らーめん山頭火」の創業者であるところ、同人は、被告設立当初は、被告の取締役かつ株主であった。そして当時は、被告が開店した山鼻店、及び南三条店において、下記商標権に係る商標(以下、「本件商標」という。)が、各店舗の看板及びのれんに使用されていた。



登録第 4413653 号

しかし、その約 16 年後、原告は被告に対し、①本件商標又は「山頭火」の文字を含む標章を付した看板、のれん及びのぼりの使用、ユニホームの着用、メニューを役務の提供を受ける者の利用に供することの差止め、②本件商標又は「山頭火」の文字を含む標章を付した看板、のれん、のぼり、ユニホーム及びメニューの廃棄等を求める訴えを提起した(札幌地方裁判所平成 24 年(ワ)2554 号商標使用差止等請求事件)。そして、札幌地方裁判所は、原告の請求のうち、本件商標を付した看板、のれん及びのぼりの使用、ユニホームの着用及びメニューを役務の提供を受ける者の利用に供することの差止めとこれらの廃棄に係る部分を認容し、「山頭火」の文字を含む標章を付した看板、のれん及びのぼりの使用、ユニホームの着用及びメニューを役務の提供を受ける者の利用に供することの差止めとこれらの廃棄に係る部分は棄却する旨の判決(以下「前訴判決」という。)を言い渡し、前訴判決は確定した。前訴判決の後、被告は、各店舗において本件商標を使用することを止め、本件商標が使用されていた看板及びのれんを取り替え、のぼり、食器、従業員の T シャツやバンダナも新しいものに変更した。しかしながら、被告における看板等について、なお商標権侵害を問うために、原告が訴訟を提起した。

前訴判決後における被告の使用態様は、その正式名称である「有限会社」を省略せず、一般的な楷書体で一般的な文字の配列どおり左側から横書き又は縦書きにされているものであったところ、前掲札幌地判[山頭火一審]及び前掲札幌高判[同二審]は、「普通に用いられる方法」該当性を肯定した。

しかしながら、南三条店の店舗入口上部の看板は「山頭火」の各文字が他の文字と比べて大きく、山鼻店の看板では、「有限会社」よりも「山頭火」の部分が大きいという態様であり（下記参考画像を参照）、大きさという観点では、本件商標が目立つ態様であったように思われる。



左：被告の使用態様の参考画像（被告店舗のうち、「らーめん南三条」の食べログ投稿写真（ハンドルネーム「トドワラ」）（<https://tabelog.com/hokkaido/A0101/A010103/1000215/dtlphoto1st/4/smp2/>, 2025 年 7 月 2 日最終閲覧）



右：被告の使用態様の参考画像（被告店舗のうち、「らーめん山鼻」の食べログ投稿写真（ハンドルネーム「macpon」）（<https://tabelog.com/imgview/original?id=r1605056871084>, 2025 年 7 月 2 日最終閲覧）

そうであるにもかかわらず、前掲札幌地判[山頭火一審]においては、「商号につき会社の形態を表す文字列を小さめに表示することは一般的にもあり得ること」や、『『らーめん南三条』の部分の背景を赤色とすることで店名が強調されていること」等にも鑑みて、「普通に用いられる方法」該当性が肯定されている¹⁴（前掲札幌高判[山頭火二審]も同旨）。

たしかに、他の裁判例の標準的な文字が用いられているに過ぎない事案では、それが大きく目立つように記載されており、かつ被疑侵害者の正式名称ではないものが用いられた場合において、「普通に用いられる方法」

¹⁴ そのうえで、当初原被告間に関係性があり、前訴判決が確定した後、被告が各種変更を行った点や、原告運営の「らーめん山頭火」の創業年は昭和 63 年であるのに対し、南三条店では、「創業 1996 年」（平成 8 年）との「らーめん山頭火」の創業年と異なる創業年を表示していること等に鑑みて、「不正競争の目的」（商標法 26 条 2 項）も否定されている。

該当性が否定されていたに過ぎなかった(前掲大阪地判[アイコム])。すなわち、標準的な文字が用いられてはいるものの、それが大きく目立つように記載されており、しかしながら(「有限会社」を小さく表示してはいるものの)正式名称を表示してはいるといった、本件のような事案についての判断はブランクであったとも考えられる。しかし、標準的な文字ではあれ、登録商標と同一の文字列を目立つように記載していたにもかかわらず、「普通に用いられる方法」該当性を肯定したというレベルで捉えるならば、本事案は、例外的な判断をしたものと位置付けることが可能であるように思われる。

イ 学説

多くの学説では、「普通に用いられる方法」該当性について、厳格に考えられているようである。

例えば、特定人の自己同一性の表示をなすために、必要最小限の範囲でその使用を認めれば足りるとして、特殊な書体で表示するものは、当然に本号の適用は受けられないとするものがある¹⁵。

また、商標的使用の場合は、「普通に用いられる方法」該当性は認められないとするものもある¹⁶。

他方、「普通に用いられる方法」は、商標的使用であってもよいとはしつつも、商標権者の利益を害さず、需要者に必要な取引上の情報を提供するために許される必要がある使用であるとしたうえで¹⁷、自己の「名称」についての文脈ながら、「普通に用いられる方法」で使用されることが要件とされているのは、使用者の「名称」という情報を需要者に開示するために必要最小限のものに止まることを要求する趣旨である旨説くものが

¹⁵ 小野昌延＝三山峻司編『新・注解 商標法【上巻】』(2016・青林書院)〔田倉整＝高田修治〕856-858頁。

¹⁶ 江口俊夫『改訂 新商標法解説』(1979・専工業所有権研究所)176頁。大阪高判昭和45.4.10判時620号100頁〔風月堂(刑事)〕を引用しつつ、この見解を紹介する、小野昌延＝三山峻司『新・商標法概説』(第4版・2025・青林書院)266頁も参照。

¹⁷ 大西育子『商標権侵害と商標の使用』(2011・信山社)241-242頁。

ある¹⁸。同じく、商標的使用であってもよい（「もっぱら商品識別標識としてしか理解し得ないような場合」でなければよい）としつつ¹⁹、少なくとも外観が特殊なものでないことは必要である等とする見解もある²⁰。

その他、26条1項1号の「普通に用いられる方法により表示する商標」という「商標」は、むしろ商標的使用である場合に限られ、そうでない場合は、そもそも商標の禁止権も及ばないとの理解を前提としつつ²¹、自己の「名称」についての文脈ながら、「普通に用いられる方法」であるためには、外観上の表示態様として、「特に一般の注意を惹くに足るような特別の書体や図案により技巧を加えている標章ではなく、普通の書体又は普通に使われる図形で単純に表示された外観のものであることを要」し、また「その商品の取引界において、自己の名称や略称を当該商品又は商標表示物件に表示する場合に、その位置や大きさに関して経験則上ある程度の常識的な制約が認められる場合には、その制約内の一や大きさで表示されることを要する」とする見解もある²²。

以上は、「普通に用いられる方法」を、ある程度謙抑的に解する見解であるように思われるが、少数ながら、これを緩やかに捉える見解も存在する。

例えば、商標的使用を含むのみならず、「自己の氏名・名称をアルファベット表記としたり、飾り文字で表示することも取引上一般に行われること」

¹⁸ 田村善之『商標法概説』（第2版・2000・有斐閣）224-225頁、及びこれを支持する大西・前掲注17）242頁。同じく商標的使用であってもよいとしつつ、田村・同225頁と、高知地判平成4年3月23日判タ789号226頁〔小僧寿し一審〕が「標章の外観上の態様を意味するのであって、取引の実情に照らし、特に一般需要者の注意を惹くに足る書体又は図案をもってこれを表示するようなことなく、単に自己の氏名、名称等を記載したに止まると認められるような方法で表示した場合をいうと解すべき」と述べていることを引用しつつ、「人の同一性を示す氏名・名称等の表示として取引上一般に用いられている使用方法を指す」とする、茶園成樹「自己の氏名・名称等からなる商標に対する商標権の効力の制限」L&T別冊1号78・82頁（2015）も参照。

¹⁹ 網野誠『商標』（第6版・2002・有斐閣）767頁。

²⁰ 網野・前掲注19）766・181頁。

²¹ 反対：網野・前掲注19）181頁。

²² 内田敏彦「判批」村林隆一先生還暦記念論文集『判例商標法』（1991・発明協会）709-711頁。

であるため、「普通に用いられる方法」該当性を肯定するとの見解がある²³。ただし同見解は、商標権者の登録商標との相対的關係において判断しなければならないとし、具体的には、商標権者が使用している商標と書体や色彩等が酷似している場合には、「普通に用いられる方法」ではないとするか、又は不正競争目的ありとして、2項を適用して商標権侵害にしなければならないと説いている²⁴。

また、2023年商標法改正によって、商標法4条1項8号の登録要件が緩和されたため、登録商標に含まれる氏名と同一又は類似の氏名を有する者が自己の氏名等を商標として選択する利益にも配慮する必要性がある旨を指摘したうえで、自己の氏名を商標的に使用する際、多少の装飾や強調は許容してよいとする見解も存在する²⁵。

ウ 検討

以上のとおり、「自己の名称」についての裁判例では、おおむね、標準的な文字から変形がある態様の場合は商標法26条1項1号該当性が否定され、標準的な文字の場合には、同号該当性が肯定されているという傾向を捉えることができた。ただし、そのような傾向の例外と位置付けることも可能な裁判例が、一件存在した（前掲札幌地判〔山頭火一審〕及び前掲札幌高判〔同二審〕）。また、同号に係る学説においては、「普通に用いられる方法」を謙抑的に解するものが多く見られた。

それでは、かように謙抑的な判断を、「自己の氏名」についても踏襲すべきであろうか。すなわち、「氏名」については、自己にとって特別な意味を持つものであるため、これを商標として使用する利益²⁶が強く、かつ「名

²³ 平尾・前掲注11)370頁。

²⁴ 平尾・前掲注11)370-371頁。

²⁵ 永坂裕計「商標・商号と他人の『人格的利益』—商標法4条1項8号の令和5年改正の先にある課題の検討を中心に—」パテント77巻11号50頁（2024）。

²⁶ そのような利益の存在を指摘する、横山・前掲注7)189頁、瀧麻依子「自然人の名称と商標」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦Ⅱ』（2020・弘文堂）304頁を参照。「氏名」についての商標法26条1項1号の趣旨を、人格権保護と解する田村・前掲注18)223頁、茶園・前掲注18)77-78頁、同編『商標法』（第2版・

称」に比して選択・変更可能性がないために（戸籍法 107 条・同条の 2 参照。）、商標法 26 条 1 項 1 号の悪用可能性も低いため、「普通に用いられる方法」を緩やかに解釈できる可能性はないであろうか²⁷。具体的には、例えば、登録商標から遠ざかる態様であれば、標準的な文字から変形があっても「普通に用いられる方法」該当性を肯定するといった可能性がありうるように思われる²⁸。

他方、裁判例には、商標法 26 条 1 項 1 号の趣旨を、需要者が必要とする情報（商品については、その製造者・販売者等）の伝達を確保し、取引秩序という公益を図ることがその趣旨である旨、明言するものがある（前掲大阪地判〔アイコム〕²⁹）。かような趣旨を前提とする限りは、製造元・販売元等の表示に必要な限度を超えた態様である限り、「普通に用いられる方法」該当性が否定されることになるであろう。商標法 26 条 1 項 1 号の場合、登録商標に出所識別力がないわけではないことを重視するならば、後者の見解に軍配が上がることになるのかもしれない³⁰。

そうすると、相対的には「普通に用いられる方法」該当性を緩やかに認めたと評しうる前掲札幌地判〔山頭火一審〕及び前掲札幌高判〔同二審〕は、

2018・有斐閣）215 頁〔同氏執筆〕も参照（ただし、いずれも商標法 26 条 1 項 1 号について、本文に述べるような解釈を採用するものではない。）。他方で、永坂・前掲注 25）50 頁は、かような利益を強調し、実際に「普通に用いられる方法」該当性を緩やかに解する可能性を示している。

²⁷ 平尾・前掲注 11）370-371 頁、永坂・前掲注 25）50 頁。一般社団法人日本国際知的財産保護協会「令和 3 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 他人の氏名等を含む商標に関する調査研究報告書」（2021）339 頁（https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2021_04.pdf, 2025 年 7 月 2 日最終閲覧）においても、先取りの問題について、商標法 26 条 1 項 1 号の改正までは必要なく、現行の「普通に用いられる方法」を柔軟に解釈して対応できる可能性が示唆されている（金子敏哉委員発言）。

²⁸ 平尾・前掲注 11）370-371 頁。商標法 26 条 1 項 2・3 号に関するが、田村・前掲注 18）198 頁も参照。

²⁹ 田村善之ほか「他人の氏名と商標登録」有斐閣オンライン Online ロージャーナル〔田村善之発言〕（2025 年公開予定）。田村・前掲注 18）225 頁、及び大西・前掲注 17）242 頁も参照。

³⁰ 同上。

どのように評価すべきであろうか。既に「ア」で述べたとおり、同事件は内部分裂要素のある事案であった。そうだとすると、そのような当事者間の関係性や経緯を踏まえた判断を、権利濫用の法理においてなしたほうが、より適切であったといえるのではないだろうか。この点については、本稿の(3)において詳細な検討を行うこととする。

【付記】

本研究は、JSPS 科研費 JP24K00209、JST ムーンショット型研究開発事業 JPMJMS2215 の助成を受けたものです。